

東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業実施要綱

(平成18年9月29日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号及び第9号並びに東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第46号）において規定する、相談支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業について、必要な事項を定める。

(地域活動支援センター機能強化事業)

第2条 地域活動支援センター機能強化事業は、法第5条第27項に規定する地域活動支援センター（以下「施設」という。）が行う基礎的事業及び付加的事業をいう。

2 施設が行う基礎的事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 創作的活動の機会の提供に関する事業
- (2) 生産活動の機会の提供に関する事業
- (3) 社会との交流促進に関する事業

3 施設が行う付加的事業及び当該付加的事業を行う施設の類型は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ア 専門職員（精神保健福祉士等をいう。）の配置の下で行われる、医療及び福祉並びに地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成又は障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等に関する事業並びに相談支援を実施する事業 地域活動支援センターⅠ型A

イ 相談支援及び次号に掲げる事業 地域活動支援センターⅠ型B

(2) ア 地域における雇用又は就労が困難な在宅の障がい者に対して、機能訓練、社会適応訓練又は入浴等のサービスを行う事業 地域活動支援センターⅡ型A

イ 主に法に規定する障がい福祉サービスの対象外の者で、障がいを持ったものを対象とした事業 地域活動支援センターⅡ型B

ウ 専門職員（精神保健福祉士等をいう。）の配置の下で行われる、主に障がいによる閉じこもり、入退院後の再入院等を予防し、日常生活上の相談を行い、地域社会との交流、社会参加、社会生活機能の回復や就労等のアセスメントを目的とした事業 地域活動支援センターⅡ型C

(3) 地域の障がい者のための援護事業の実績が5年以上ある地域の障がい者団体等が行う通所による援護事業 地域活動支援センターⅢ型

4 施設は、第2項に掲げる基礎的事業（以下「基礎的事業」という。）に加え、前項に掲げる付加的事業（以下「付加的事業」という。）のいずれかを行わなければならない。

5 地域活動支援センターⅠ型A及び地域活動支援センターⅠ型Bの施設として、付加的事業を行う施設は、次条に規定する相談支援事業をあわせて行わなければならない。

6 区長は、基礎的事業及び付加的事業を実施する施設の運営に要する費用の一部を補助するものとする。

(相談支援事業)

第3条 相談支援事業は、相談支援事業所として東京都の指定を受けた前条第1項に規定

する施設が、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等からの次の各号に掲げる内容に関する相談を行う事業をいう。

- (1) 福祉サービスの利用援助（情報提供又は相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言又は指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 地域自立支援協議会の運営等

2 区長は、前項に掲げる事業を実施する施設の運営に要する費用の一部を補助するものとする。

3 第1項に規定する事業を行う施設は、板橋区（以下「区」という。）が設置する地域自立支援協議会に出席し、区の障がい福祉に関するシステムづくりに協力しなければならない。

4 地域自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

（施設の登録）

第4条 第2条第6項又は前条第2項に規定する補助を受けようとする施設を運営する者（以下「事業者」という。）は、この要綱で定めるところにより、登録をしなければならない。

（施設の登録の要件）

第5条 事業者が、前条に規定する登録を行う場合には、法人格を有し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければならない。ただし、基礎的事業を行う事業者にあつては、2名以上の職員を配置しなければならない。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型 基礎的事業を行う職員の他1名以上の職員を配置し、うち2名以上を常勤とする。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型A 基礎的事業を行う職員の他1名以上の職員を配置し、うち1名以上を常勤とする。
- (3) 地域活動支援センターⅡ型B 上記(2)の他、法に規定する障がい福祉サービスの対象外の者で、障がいを持ったものが、全利用者の過半数以上とする。
- (4) 地域活動支援センターⅡ型C 基礎的事業を行う職員の他1名以上の職員を配置し、うち1名以上を常勤とする。
- (5) 地域活動支援センターⅢ型 基礎的事業を行う常勤の職員を1名以上配置する。

（構造設備の一般原則）

第6条 施設の配置、構造及び設備は、日照、採光及び換気等の利用者の保健衛生に関する事項、危険箇所への配慮及び防災について、十分配慮されたものでなければならない。

2 地域活動支援センターⅠ型A、地域活動支援センターⅠ型B、地域活動支援センターⅡ型A及び地域活動支援センターⅡ型B、地域活動支援センターⅡ型Cの施設の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。

（事業者の登録申請）

第7条 第4条に規定する登録を申請しようとする事業者は、地域活動支援センター登録申請書（別記第1号様式）に必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。この場合において、事業者は、第5条に規定する要件を満たしていなければ、申請をすることができない。

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、事業者を登録し、地域活動支援センター認定証（別記第2号様式。以下「認定証」という。）を、交付するものとする。（変更の届出）

第8条 前条第2項の規定による認定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があった場合は、速やかに当該変更に係る事項について、地域活動支援センター変更届出書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 施設の名称、所在地及び連絡先
- (2) 登録事業者の名称、主たる事務所の所在地及び連絡先並びに代表者の氏名
- (3) 定款その他の基本約款
- (4) 施設の平面図及び設置の概要
- (5) 運営規程
- (6) 就業規則
- (7) 役員等の氏名

2 登録事業者は、登録に係る事業を廃止若しくは休止又は再開する場合は、速やかに地域活動支援センター廃止・休止・再開届出書（別記第4号様式）を区長に提出しなければならない。この場合において、廃止の届出をした登録事業者は、認定証を区長に返還しなければならない。

（施設の利用対象者）

第9条 施設の利用対象者は、区に住所を有する次の各号に掲げるいずれかに該当する者であって、区長が特に必要と認めた者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で満18歳以上であるもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された者で満18歳以上であるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) その他区長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、施設の利用対象者となることはできない。

- (1) 疾病等のため、入院加療の必要な者
- (2) 感染症疾患を有し、他の者に感染させるおそれのある者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が適当でないとして認めた者

（利用の申請等）

第10条 利用者が、第2条第2項（地域活動支援センターI型A、地域活動支援センターII型Cの施設が実施する事業を除く。）又は第3条第1項に規定する事業に関するサービスの支給（以下「支給」という。）を受けようとする場合には、地域生活支援事業申請

書（別記第5号様式）に、その者が属する世帯の申請日の属する年度の住民税を証明する書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があった場合において、申請者の要望、障がいの程度及び通所を希望する施設の状況を勘案し、1月当たりの支給量を決定するものとする。
- 3 区長は、支給決定を行った場合は、地域生活支援事業支給決定通知書（別記第6号様式）を、申請を却下した場合は、地域生活支援事業却下決定通知書（別記第7号様式）を、申請者に通知するものとする。
- 4 区長は、支給決定を行う場合は、あわせてその者の負担すべき食費提供加算額を決定し、その負担額を次条の受給者証に記載するものとする。

（地域生活支援事業受給者証）

第11条 区長は、支給決定を行った場合は、支給量その他の必要事項を記載した地域生活支援事業受給者証（別記第8号様式。以下「受給者証」という。）を前条第3項の規定による支給決定を受けた者に交付しなければならない。

- 2 受給者証の有効期間は、支給決定の日から1年間とする。

（利用の方法）

第12条 施設の利用に当たっては、利用者は、施設の長又は施設の運営主体の長と契約を締結するものとする。

- 2 施設の長又は施設の運営主体の長は、施設及び設備を毀損し、又は他の利用者に危害を加えるおそれがあると認める場合は、契約を締結しないこと又は解除することができる。

（利用者の負担）

第13条 利用者は、施設の利用に当たり、別表1に定める利用料を負担するものとする。

- 2 利用者の負担すべき月額負担額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条に定める額を上限とする。
- 3 第2条第3項に規定する付加的事業において、食事提供、入浴又は送迎のサービスを利用する場合は、別表2の利用料を追加するものとする。

（登録事業者の遵守事項）

第14条 施設の職員は、専ら当該施設の勤務に従事する者であり、施設の設備は、専ら当該施設に要するものでなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

- 2 登録事業者は、利用者に対して、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務体制を定めておかななければならない。
- 3 登録事業者は、サービスを利用する利用者について、傷害保険に加入しなければならない。
- 4 登録事業者は、利用者に対して、提供するサービスの内容及び利用料の額を、明示しなければならない。
- 5 登録事業者は、認定証を、他に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 6 登録事業者は、地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業の実施につき、知り得た個人の秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又はその保護者の

承諾がある場合には、この限りでない。

7 登録事業者は、次に掲げる施設の管理運営に係る事項について規定を定め、適正な運営に努めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種及び員数並びに職務の内容
- (3) 利用定員（通所利用者定員及び在宅支援に係る業務の提供者定員）
- (4) サービスを利用する利用者に対して行う支援の内容及びサービスを利用する利用者から受領する費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
- (9) その他区長が必要と認めた事項

8 前項第3号の規定にかかわらず、過去3か月間の平均利用者数が、施設の定員を下回っている場合であって、サービスを利用する利用者に支障をきたさないと認められる場合には、当該施設が定める定員を超えて、利用者を受け入れることができる。

(登録の取消し)

第15条 区長は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が、第5条に定める基準を満たさなくなると認められるとき。
- (2) 登録事業者に、経費の請求に関して不正があると認められるとき。
- (3) 登録事業者が、文書その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の文書若しくはその他の物件を提出若しくは提示したとき。
- (4) 登録事業者が、質問又は照会に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をしたとき。
- (5) 登録事業者が、不正な手段により、第7条第2項に規定する登録を受けたとき。
- (6) 登録事業者の事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (7) 登録事業者が法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

(補助の実施)

第16条 第2条第6項又は第3条第2項に規定する補助の額その他補助金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第13条関係）

利用料一覧（同一施設1日あたり）

	4時間未満	4～6時間	6時間超
I型B II型A II型B II型C III型	270円	440円	580円
I型A	100円		

別表2（第13条関係）

加算利用料一覧（同一施設1日あたり）

食事提供体制加算	30円 ただし、政令第17条第1号の適用を受ける者 については、食事提供に要した費用の額
入浴加算	40円
送迎加算 (片道につき)	50円

板橋区地域活動支援センター登録申請書

（宛先）板橋区長

申請者 所在地
 （事業者） 名称
 代表者職・氏名

東京都板橋区地域活動支援センター機能強化事業及び相談支援事業実施要綱に規定する施設に係る登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
 記

実 施 事 業					
申請者 (事業者)	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	(電話番号)	(FAX番号)		
	代表者の職・氏名	(職名)	(氏名)		
	定 款 その他の基本約款	別紙のとおり			
施 設	フリガナ				
	名 称				
	所 在 地	(電話番号)	(FAX番号)		
	職員の職種	職 務 の 内 容		職員の員数	
				常勤	非常勤
				人	人
				人	人
				人	人
	職員の氏名及び経歴	別紙のとおり	合計	人	人
	平面図及び 部屋別面積表	別紙のとおり			
事業を行おうとする区域 <small>(区・市・村の委託事業については区・市・村名も含む)</small>					
事業開始の予定年月日		年 月 日			
収支予算書及び事業計画書		別紙のとおり			

* 運営規程・就業規則・役員等名簿・財産目録の提出が必要です。

板橋区地域活動支援センター認定証

様

板橋区長

東京都板橋区地域活動支援センター及び相談支援事業実施要綱の規定による施設として、次のとおり登録及び認定したので通知します。

申請者（事業者）名	
実施事業	
施設名	
施設所在地	(郵便番号 —)
	(ビルの名称等)
登録年月日	年 月 日
備考	

地域活動支援センター変更届出書

（宛先）板橋区長

所 在 地

申 請 者 名 称
（登録事業者）

代表者職・氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

記

登録内容を変更した施設（事業所）	名 称		
	所 在 地		
変更があった事項	変 更 の 内 容		
		変 更 前	変 更 後
1	施設の名称		
2	施設の所在地		
3	施設の連絡先		
4	申請者（登録事業者）の名称		
5	申請者（登録事業者）の 主たる事務所の所在地		
6	申請者（登録事業者）の連絡先		
7	申請者（登録事業者）の 代表者氏名		
8	定款その他の基本約款		
9	施設の平面図及び設置の概要		
10	運営規程		
11	就業規則		
12	役員等の氏名		
変 更 年 月 日		年	月 日

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容がわかる書類がある場合は添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

地域活動支援センター【廃止・休止・再開】届出書

（提出先）板橋区長

所在地

申請者
（登録事業者） 名称

代表者職・氏名

次のとおり事業の【廃止・休止・再開】をしましたので届け出ます。

記

【廃止・休止・再開】した施設	名称	
	所在地	

【廃止・休止・再開】した年月日	年 月 日
【廃止・休止・再開】した理由	
現にサービスを受けていた者に対する措置 （廃止・休止した場合のみ）	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

- 備考1 【廃止・休止・再開】内の該当項目に○を付してください。
2 廃止・休止・再開の日から10日以内に届け出てください。

地域生活支援事業 支給申請書兼
利用者負担額減額・免除等申請書

次のとおり申請します。

申請年月日

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏名	個人番号：		
	居住地	〒		
	フリガナ		生年月日	
	支給申請に係る障害児氏名	個人番号：	続柄	
	身体障害者手帳番号		愛の手帳番号	
	精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名	
申請するサービスの種類等	サービスの利用状況	利用中のサービスの種類と内容等		
	地域生活支援事業の種類	申請する支援の種類・内容		
		種	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター
	内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
備考				
主治医※	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	（〒 ）		
				電話番号

※主治医欄は、障害者手帳を所持しない者が申請する場合のみ記入すること

<p>[決定に必要な個人情報閲覧の承認]</p> <p>私は、区がこの申請にかかる決定のために必要な個人情報について、区が保有する公簿を確認することを承認します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>申請者氏名</p>
---	---------------------------

別記第5号様式（第10条関係）

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれも当てはまらない場合は空欄とすること。）	
	1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。	
	1. グループホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上） 2. 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が350万円以下であること イ. 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く）	
<input type="checkbox"/> III 特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。		
〈20歳上の方〉		
1. 施設入所者（注）であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者		
〈20歳未満の方〉（2はあてはまるものに○をつける）		
1. 施設入所者（注）であること（年令 才） 2. a) 上記のIの区分のうち、1～3にあてはまる者 b) " 1～3にあてはまらない者		
<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特定補足給付）を申請します。		
世帯範囲の特例	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。	
1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注）対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設（身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

地域生活支援事業 支給変更申請書兼
利用者負担額減額・免除等変更申請書

次のとおり申請します。

申請年月日

申請者	フリガナ		生年月日				
	氏名			受給者番号			
	居住地	〒		電話番号			
	フリガナ		生年月日				
	支給申請に係る 障害児氏名	個人番号：	続柄				
	身体障害者手帳番号		愛の手帳番号				
	精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名				
	変更の理由						

変更を申請するサービスの種類等	サービスの利用状況	利用中のサービスの種類と内容等					
	地域生活支援事業	申請する支援の種類・内容					
		種類	<input type="checkbox"/> 移動支援	<input type="checkbox"/> 地域活動支援センター	<input type="checkbox"/> 日中一時支援	<input type="checkbox"/>	
		内容					
	備考						
主治医※	主治医の氏名		医療機関名				
	所在地	(〒)		電話番号			

※主治医欄は、障害者手帳を所持しない者が申請する場合のみ記入すること

<p>[決定に必要な個人情報閲覧の承認]</p> <p>私は、区がこの申請にかかる決定のために必要な個人情報について、区が保有する公簿を確認することを承認します。</p>	<p>年 月 日</p> <p>申請者氏名</p>
---	---------------------------

別記第5号様式の2（第10条関係）

変更を申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 月額負担上限額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （あてはまるものに○をつける。いずれも当てはまらない場合は空欄とすること。）	
	1. 生活保護受給世帯 2. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 3. 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの	
	<input type="checkbox"/> II 個別減免に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。	
	1. グループホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上） 2. 一定の資産を有していないこと ア. 預貯金等の額が350万円以下であること イ. 不動産を所有していない（親族等が現に居住する不動産を除く）	
	<input type="checkbox"/> III 特定入所者食費等給付費に関する認定 下記のいずれにもあてはまるため、特定入所者食費等給付費を申請します。	
	〈20歳上の方〉 1. 施設入所者（注）であること（年令 才） 2. 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉（2はあてはまるものに○をつける） 1. 施設入所者（注）であること（年令 才） 2. a) 上記のIの区分のうち、1～3にあてはまる者 b) " 1～3にあてはまらない者
	<input type="checkbox"/> IV 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 特定補足給付）を申請します。	
世帯範囲の特例	<input type="checkbox"/> 下記のいずれにもあてはまるため、住民票に記載された世帯ではなく、申請者のみ又は申請者及びその配偶者のみの世帯とすることを申請します。 1. 税制上、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等が障害者を扶養控除の対象としていない。 2. 健康保険制度において、同一の世帯に属する親、兄弟、子供等の被扶養者となっていない。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注）対象施設は、施設訓練等支援費の対象となる入所施設（身障療護、身障更生、身障授産、知的更生、知的授産）

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申請者との関係
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

様

東京都板橋区長

地域生活支援事業
支給決定通知書兼利用者負担軽減額・免除等決定通知書

地域生活支援事業及び当該事業に係る利用者負担免除等について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号		支給決定障がい者（保護者）氏名	
支給決定日		支給決定に係る児童氏名	
有効期間			
利用者負担上限月額		円	
サービスの種類	支援の内容	サービスの種類	支援の内容
移動支援		地域活動支援センター	
日中一時支援			
特記事項			

不服申し立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
板橋区

様

東京都板橋区長

地域生活支援事業 支給変更決定通知書兼
利用者負担軽減額・免除等変更決定通知書

地域生活支援事業及び当該事業に係る利用者負担免除等について、下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

受給者証番号			
支給決定障がい者 (保護者)氏名	支給決定に係る 児童氏名		
変更年月日			
変更後のサービスの 種類、内容、支給量 及び障害支援区分			
変更後の利用者負担上限月額			円
変更後の特定入所者食費等給付費			円
変更の理由			

受給者証を板橋区
提出先 板橋区

に提出してください。
住所
電話番号

提出期限

不服申し立て及び取消訴訟

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
板橋区

様

東京都板橋区長

地域生活支援事業却下決定通知書

年 月 日に申請のありました地域生活支援事業の支給及び利用者負担額減額・免除等については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先
板橋区

別記第8号様式（第11条関係）

(一)

地域生活支援事業受給者証	
受給者	番号
	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日
児童	フリガナ
	氏名
	生年月日
交付年月日	年 月 日
支給市町村名	

(二)

支給決定内容	
移動支援	支給決定期間
	支給量等
地域活動支援センター	支給決定期間
	支給量等
予備欄	

(三)

日中一時支援	支給決定期間		
	支給量等		
利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額	
特記事項			
(予備欄)			